

## 広陵町集会所等修繕費に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域住民のコミュニティ活動の場として大字及び自治会(以下「大字等」という。)が維持管理する集会所及び公民館(以下「集会所等」という。)に維持管理上著しい障害を生じたものに係る修繕費について、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(修繕対象工事及び補助率)

第2条 補助対象工事及び補助率は次のとおりとする。ただし、町長が特段の必要があると認める場合にあってはこの限りでない。

	補助対象工事	補助率
1	本体建築物が維持管理上重大な支障がある場合に係る200,000円以上の修繕工事	100分の50。 ただし、2,500,000円を交付上限額とする。
2	天災により修繕の必要が生じた場合に係る200,000円以上の修繕工事	
3	バリアフリー設備(高齢者、障害者等が円滑に利用できるための設備をいう。)に係る200,000円以上の工事	

4	主たる集会室の空調設備に係る工事（補助を受けた年度から10年を経過していないものにあつては補助しない。）	100分の50。 ただし、250,000円を交付上限額とする。
5	非常設備、避難設備設置工事又は修繕に係る100,000円以上の工事	100分の100。 ただし、500,000円を交付上限額とする。
6	公共下水道への新設接続工事	100分の100
7	天災による応急修理	
8	集会所等施設敷地内における掲示板（町からの情報、大字等の行事等の掲示の用に供するものに限る。）の設置及び更新（1箇所に限る。）に係る50,000円以上の工事	100分の50。 ただし、30,000円を交付上限額とする。

2 前項の規定にかかわらず、旧住宅・都市整備公団（独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）附則第18条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）附則第6条第1項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団をいう。）から町が移管を受けた集会所等にあつては、初回に限り町が認める修繕工事費の全額を補助する。

(補助金交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする大字等は、広陵町集会所等修繕費に係る補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 広陵町集会所等修繕費に係る補助金事業計画書(様式第2号)

(2) 事業収支予算書(様式第3号)

(3) その他町長が必要と認めた書類

(事業の承認)

第4条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容が適正であることなどを調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに事業の承認をし、事業承認決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。この場合において、町長が補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

2 前項に規定する事業の承認決定を受けた大字等は、その日以後、工事着手届を提出の上、事業を開始できるものとする。

(補助金交付の決定)

第5条 町長は、前条第2項の規定による工事着手届の提出があり、大部分の工事が完了し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、町長が補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

2 前項に規定する補助金の交付の決定は、補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者が、やむを得ない理由により当該補助金に係る事業内容の変更をしようとするときは、軽微

なものである場合を除き、広陵町集会所等修繕費に係る補助金事業計画変更承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（補助金交付の変更決定）

第7条 町長は、前条の規定による事業計画の変更を承認した場合において、補助金の額を変更する必要があると認めるときは、補助金交付決定の変更を行うものとする。

2 前項の規定による変更をした場合については、第5条に定める決定の通知を準用する。

（指示及び調査）

第8条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（事業の完了報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書（様式第8号）
- (2) 事業収支精算書（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第10条 町長は、前条の規定による事業の完了の報告を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第9号）により当該補助事業を行う者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 補助事業を行う者が、補助金の交付を受けようとするときは、広陵町集会所等修繕費に係る補助金交付請求書(様式第10号)を町長に提出し、町長は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 町長は、補助の指令を受けた大字等又は補助金の交付を受けた大字等が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定及び補助金の確定の通知を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第4条及び第5条(第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により町長が付けた条件に従わなかったとき。

(2) 第6条の規定に違反したとき。

(3) 第8条の規定による町長の指示に従わなかったとき又は検査を拒んだとき。

(4) 当該補助金の交付を受けた目的以外に使用したとき。

(5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により町長が補助金の返還を命じる場合は、補助金返還命令書(様式第11号)によるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要が生じたときは、その都度町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 広陵町社会教育施設の修繕費に係る補助金交付要綱(平成4年4月)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。